



櫃行審第28号

令和8年9月10日

櫃原市長 亀田 忠彦 様

櫃原市行政不服審査会

会長 北岡 秀晃

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年6月1日付け櫃総第8274号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和7年7月31日付けの審査請求人に対する不当利得返還金並びに不正利得返還金及び同加算金決定通知書に関する処分についての審査請求についての諮問

第1 審査会の結論

審査請求人が行った、審査請求人に対する不当利得返還金並びに不正利得返還金及び同加算金決定通知書に関する処分に係る審査請求は、本件処分決定の実体的判断には違法不当な点はないが、処分理由の提示という手続部分に違法な点があることから、認容されるべきである。

よって、本件審査請求は棄却すべきであるとの橿原市長（以下、審査庁としての橿原市長を「審査庁」という。）の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

第2 事案の概要

1 審査請求人は、奈良県〇〇市〇〇番地に本店を置き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス事業等を目的とする株式会社であり、奈良県橿原市〇〇〇町〇丁目〇〇〇〇において就労継続支援B型事業所〇〇〇〇〇（以下「本事業所」という。）を運営している。

2 奈良県による運営指導と監査等

① 奈良県福祉医療部総務課監査係（以下「県監査係」という。）は、令和6年11月8日、本事業所に対し、法第10条1項の運営指導を実施し、処分庁の担当職員も県監査係の運営指導に同行し、実地指導を実施した。

② 県監査係は、同月28日、審査請求人に対し、法第48条に基づく監査を実施し、処分庁の担当職員も県監査係の監査に同行した。

③ 県は、令和7年5月12日、審査請求人に対し、監査結果に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の全部の効力停止決定（乙2、乙4）を行い、この旨を通知すると共に同日付けで処分庁を含めた本事業所と関係する各市町村の障害福祉担当課長宛に「本事業所に目標工賃達成指導員配置加算と目標工賃達成加算に不正請求が有った。」ことを通知した（乙1）

④ 処分庁は、令和7年7月31日、審査請求人に対し、不当利得返還金102,379円並びに不正利得返還金5,532,166円及び同加算金2,212,866円を同年8月20日までに納付するよう決定（以下「本件処分」という。）し、この旨を通

知（以下、この通知を「本件処分通知書」という。）した（乙5）。

- 3 審査請求人は、令和7年8月28日付けで処分庁の本件処分に不服であるとして本件処分の取消を求める審査請求をした。
- 4 審査庁は、行政不服審査請求書の記載に不備がなかったことから、不服審査手続を進めることとした。
- 5 処分庁は、令和7年9月22日付け弁明書と乙1から乙6までの証拠資料を提出した。
- 6 審査請求人は、上記弁明書に対し、令和7年10月28日付け反論書を提出した。
- 7 処分庁は、上記反論書に対し、令和7年11月21日付け再弁明書を提出した。
- 8 処分庁は、乙7、乙8を証拠資料として提出した。
- 9 令和8年3月18日、口頭意見陳述を実施し、審査請求人及び審査請求人代理人並びに処分庁が各出席し、審査請求人側から審査請求につき、口頭で意見が陳述された。
- 10 同年5月20日、審査庁は審理手続を終結し、審査請求人に通知した。
- 11 同年6月1日、審査庁は、橿原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求についての諮問書を提出した。
- 12 同年7月7日、審査請求人は、審査会に対し、主張書面を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 審査請求人の主張

（1）審査請求人の主張

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

（2）審査請求人の主張の理由

審査請求人が提出した書面のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

ア 目標工賃達成指導員の配置に欠けることはないこと

目標工賃指導員である〇〇〇は、本事業所には常駐していないが、審査請求人の本社に勤務している常勤の職員であり、目標工賃達成指導員の配置に欠けている事実はない。

イ 40%の加算金を課される理由がないこと

審査請求人には、「悪意」や「仮装・隠蔽」にあたる行為を行っていないから、法第8条2項所定の「偽りその他不正」に該当しない。

ウ 本件処分には、処分庁の本件処分通知書に別紙返還金額一覧表が添付されていないなど行政手続法第14条所定の不利益処分の告知が欠けている。

エ 処分庁が徴収処分をすることが可能なのは、法第8条の不正利得金であり、単なる民事上の債権の部分まで本件処分の対象に含める法的根拠を欠くものであり、性質の異なる二つの債権を一通の通知書で行使するのは違法である。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

処分庁が、提出した書面のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

ア 審査請求人が配置した主張する目標工賃達成指導員〇〇〇は、本社に勤務しており、本事業所に来たこともないため、目標工賃達成指導員としての役割を果たしていないので、本事業所には目標工賃達成指導員は配置されていない。

イ 審査請求人は、目標工賃達成指導員として指名した〇〇〇以外の目標工賃達成指導員でない従業員に指示して工賃向上計画を作成させ、また、〇〇〇が新たな生産活動領域の開拓、利用者の生産能力向上のための支援という目標工賃達成指導員としての役割を果たしていないことを知りながら目標工賃達成指導員配置加算を算定して訓練給付金を請求することは、法第8条2項所定の「偽りその他不正」の請求に該当する。

ウ 処分庁は、本件処分通知書に別紙返還金額一覧表を添付しており、また、返還通知書には不正利得返還金の決定理由として「目標工賃達成指導員配置加算の不適正な請求」があったことを明記すると共に同時に法第8条1項と同条2項を明記し、そして、不当利得返還金の決定理由として「目標工賃達成加算の不適正な請求」があったことを明記すると共に民法第703条を明記しているから、行政手続法第14条所定の不利益処分の告知の要件を具備している。

エ 処分庁は、目標工賃加算の不適正な請求と不正請求とを分けて請求し、返還請求権の根拠として不正利得の返還請求権として法第8条1項と2項を、不当利得返還請求権として、民法703条を根拠条文として明記しており、一通の通知書で通知を行っても合法である。

第4 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求には理由がないから、棄却するのが相当であるとし、その理由を審理員意見書「第3 審理員の判断とその理由」記載のとおりとしている。

第5 当審査会の判断

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求について、審理手続は適正に行われたと認められる。

2 審査会の判断の理由について

当審査会の判断の理由は、次のとおりである。

(1) 本件審査請求の適法性（本件処分の行政処分性）について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の「処分についての審査請求」の対象は、行政庁の「処分」、すなわち、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（同法第1条第2項）である。「行政庁の処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決）。

本件処分は、処分庁が法第8条に基づき不正利得返還金及び同加算金の支払義務を、また民法第703条に基づき不当利得返還金の支払義務を、審査請求人に課すものである。このうち不正利得返還請求の法的性格は強制徴収公債権であり、不当利得返還請求については、審査請求人が主張するような「単なる民事上の債権」ではなく、地方税の滞納処分の例により処分できないものの、相手方の同意を要件とせずに処分庁が裁量により返還請求の決定を行うものであって、非強制徴収の公債権と認められる。従って、本件処分は、処分庁が審査請求人に対し、これら2つの公債権の返還義務を課すものであることから、審査請求人の権利義務を形成する不利益処分として、行政庁の処分に該当すると言える。

審理員意見書においては本件処分の行政処分性が否定されているが、上述のとおりその判断は誤りであり、本件審査請求は適法であると判断すべきである。

(2) 目標工賃達成指導員の配置の有無について

法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年号外厚生労働省告示第4号）別表「第14就労継続支援B型の「13目標工賃達成指導員配置加算」の注には、「目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）」と規定されている。

一方で、本件においては、法第48条による実地検査（監査）時の聴取（令和6年11月28日実施）調書でもわかるように、審査請求人が目標工賃達成指導員として指名している〇〇氏自身が、本事業所で一度も勤務したことがないこと、目標工賃達成指導員の業務内容を把握しておらず、工賃向上計画を作成したことも目標工賃の達成に向けての取り組みをしたこともないことを明確に述べている。

このことから、〇〇氏が目標工賃達成指導員としての役割を一切果たしていないことは明らかであり、審査請求人が目標工賃達成指導員を配置していたと認めることはできない。

（3）40%の加算金の付加の可否について

法第8条第2項は、事業者等が「偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる」と定めている。

当該規定は、加算額徴収に関し処分庁に効果裁量を認めるものであると解されるが、審査請求人は、目標工賃達成指導員の配置に欠けることはなく、「悪意」は存在しないから加算金を付加される理由はないこと、また奈良県等からの説明・指導・助言を受けていない状況の下で機械的に40%の加算金の支払いを求めるのは違法であると主張している。

しかし〇〇氏が目標工賃達成指導員としての役割を全く果たしていなかったことは前述のとおりであり、請求人はその事実を知りながらも目標工賃達成指導員加算を算定し、処分庁に対し、訓練給付金を請求していた。この行為は、法第8条第2項所定の「偽りその他不正」の請求に該当すると言わざるを得ず、40%の加算金の支払

義務を課することが違法とはいえない。

また、目標工賃達成指導員配置加算や目標工賃達成加算の算定要件については、厚生労働省のホームページや市販されている書籍により、法令解釈を確認することが可能な状況であった。従って、目標工賃達成指導員の役割や加算の算定要件は自ら確認できたはずであり、奈良県等からの指導がないことを理由に、不正の行為を行ったことに基づく加算金の支払義務を免れることはできないと言うべきである。

(4) 別紙返還金額一覧表の添付について

令和8年3月18日に実施された口頭意見陳述の聴取結果記録書によると、審査請求人は、本件処分通知書に別紙返還金額一覧表は添付されていなかったことを主張している。

処分庁は、審査請求人に対して本件処分通知書を送付するにあたり、起案文書を作成しており、当審査会では当該文書の内容を確認するために、令和8年8月7日付けで審査庁から次のものの提出を受けた。

- ・審査請求人に対する、令和7年7月31日付け不当利得返還金並びに不正利得返還金及び同加算金決定通知書に関する処分に係る決裁書類一式

当該文書を見分したところ、審査請求人に送付するものとして、本件処分通知書、別紙返還金額一覧表「1. 市が求める債権金額（請求金額）」の写しが添付されていた。

そうすると、処分庁がこれら通知書等を送付する際に、内容証明郵便などのいかなる内容の文書を差し出したかを証明できる制度による送付はしていないものの、前述の起案文書に添付文書が存在する事実を照らせば、処分庁が審査請求人に対し通知した本件処分通知書には別紙一覧表を添付していたことが合理的に推認できる。

(5) 本件処分通知書に行政手続法第14条1項の不利益処分の理由の記載の有無について

行政手続法第14条第1項本文において、行政庁が不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申し立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されるところ、同項本文に基づいてどの

程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合的に考慮して決定すべきものと解するのが相当である（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決参照）。

また、提示すべき理由の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、法の要求する理由の提示として十分でないといわなければならない（最高裁昭和49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁参照）とされている。

処分庁の審査請求人に対する本件処分通知書には、不当利得返還金の根拠規定として民法第703条を、不正利得返還金及び加算金の根拠規定として法第8条第1項及び第2項が提示され、「目標工賃達成加算に不適切な請求」「目標工賃達成指導員配置加算の不適切な請求」と決定理由がそれぞれ記載されているが、当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係の記載がされておらず、行政手続法の趣旨に照らしても処分理由の記載が不十分であると言わざるを得ない。

なお、審理員意見書では、予め奈良県福祉保健部長から令和7年5月12日付け「障害福祉サービス事業者に対する監査の結果及び改善等について」（通知）が発出されていることを根拠に、審査請求人において、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたかを知ることができたとして、行政手続法第14条には違反しないとされている。しかし、処分通知書には、必要な程度の理由がその記載自体から明らかになるように提示されていなければならない、処分の名宛て人が知り得たかどうかによって求められる理由提示の程度が異なるものではない。

よって、本件処分通知書に記載されている処分理由については、行政手続法第14条第1項の理由の提示としては不十分で、違法であると言わざるを得ないことから、本件処分は取り消されるべきである。

3 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和8年6月 1日	審査庁からの諮問書を受理
②	令和8年7月29日	経過説明・論点整理・調査審議
③	令和8年8月 7日	審査庁から追加提出の諮問資料を収受

令和8年9月10日

橿原市行政不服審査会 第二部会

部会長 北岡 秀晃

委員 荒木 進

委員 福井 麻起子

委員 小関 康平